

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。北海道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても、物価上昇の影響により実質賃金がマイナスとなっている現状では、生活状況が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です、また、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

一方で、最低賃金の引上げには中小企業・小規模事業者への支援や、適切な価格転嫁の促進など、賃上げ原資を確保できる環境整備が不可欠です。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、令和8年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
- 2 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引上げ審議を行うこと。
- 3 設定する最低賃金は、2で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。
- 4 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推進し、最低賃金の大幅引上げを図ること。
- 5 最低賃金の引上げに当たっては、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が継続的な雇用と賃上げを両立できるよう、十分な価格転嫁対策や経営支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長